

長浜市議会基本条例の一部改正（素案）に対する意見募集

【趣旨・概要】

長浜市議会では、長浜市議会基本条例に基づく目的の達成度の検証について、別に期間を定めこれまで見直しを行い公表してまいりました。

今回の見直しでは、基本条例そのものの条文について社会環境、経済情勢等の変化により、新たに生ずる課題等にも対応するため新たに項目を追加するとともに、既に制定している条例との整合性を図るため所要の改正を行うものです。

この内容について市民の皆さんからのご意見を募集します。

<概要>

1. 新たに条文の追加を行うもの

(1) 令和5年地方自治法改正に対応するもの

- ・手続きのオンライン化に関するもの

(2) その他の新たに生じる課題等に対応するもの

- ・議会の基本理念
- ・災害発生時における議会対応
- ・一般質問
- ・審査及び評価

2. 既制定条例等との整合性を図るため所要の改正を行うもの

- ・議会改革の推進
- ・通年議会
- ・委員会の休会中に関するもの

【この条例で定める事項】

(別添)「長浜市議会基本条例の一部改正（素案）」について参照

【一部改正に対するご意見の募集期間】

令和6年4月24日（水）から5月23日（木）まで

【閲覧場所】

- ・市ホームページ
- ・市役所市政情報コーナー
- ・議会事務局窓口（市役所本庁舎6階）

【提出方法】

任意の様式に次の事項を明記のうえ、議会事務局へ持参、郵便（消印有効）、FAXまたは電子メールで提出願います。

- ① 表題「長浜市議会基本条例の一部改正に対する意見」
- ② 住所

- ③ 氏名
- ④ 連絡先（電話番号、メールアドレスなど）
- ⑤ 意見

<問合せ先>

長浜市議会事務局

〒526-8501 長浜市八幡東町632番地

電話：0749-65-6547

FAX：0749-62-5800

電子メール：gikai@city.nagahama.lg.jp